



みのる法律事務所
第 2 8 7 号
平成 2 6 年 3 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

「経営の再生」と「命の再生」



平成 2 6 (2 0 1 4) 年 3 月 1 5 日に、株式会社平泉ホテル武蔵坊 (岩手県西磐井郡平泉町所在。以下、「ホテル武蔵坊」と言います) で「平泉世界文化遺産登録3周年」のイベントが行われました。懇親会において、いの一
番に挨拶をさせていただく機会を頂戴しました。私は、平泉がユネスコの世界文化遺産に登録されることに関しては、何の働きもしていません。だから本来、いの一
番に挨拶をさせていただくような立場にはありません。

それにもかかわらず私が指名されたのは、私がホテル武蔵坊の代理人として、その民事再生手続を取ったからです。

ホテル武蔵坊の代表取締役社長・鈴木和博先生が同社の民事再生手続を取ってほしいと私に依頼をしてきたのは、平成 2 3 (2 0 1 1) 年 6 月 2 3 日でした。1 週間後の 6 月 2 9 日には、盛岡地方裁判所一関支部に民事再生手続開始を申し立てました。同年 1 2 月 1 9 日には、裁判所から再生計画認可決定が出されました。平成 2 7 (2 0 1 5) 年 1 月 2 1 日には、再生手続終結決定の予定です。再生手続終結決定というのは、「裁判所の監督下から離れ、普通の会社に戻る」という意味です。再生手続開始申立日から約 3 年半で、普通の会社に戻るということになります。

私は、4 4 年の田舎弁護士 (いなべん) としての経験を持ちますが、これほどスムーズに会社再建が済みそうな事案は初めてです。私から見ると、奇跡的とも思える会社の再建です。その最大の要因は、鈴木社長の再生計画が素晴らしかったこと、鈴木社長の取引先などに対する事前の根回しが完璧であったこと、再生申立後の事業の立て直しの過程における鈴木社長の辣腕と、それに
応えた従業員の方々の懸命なご努力があったことによるものです。鈴木社長の手腕により、取引先や行政担当者も再生計画に全面的に協力してくれたことも大きな追い風となりました。会社経営は、トップの才覚が重要であることを改めて知らされました。

新・憲法の心、黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
amazon.co.jp® <http://www.amazon.co.jp/> ~ 送料無料 ~





鈴木社長はホテル武蔵坊の代表取締役社長の立場にありますが、税理士としての長いご経験があり、税理士としても有能な先生です。私は、古くから税理が絡む仕事においては先生からご指導を受けてきました。そのような先生が作った再建案は、大事なポイントを外すことなく、且つ緻密なものでした。しかも、平泉町長のご経験もあり、行政にも明るく、人脈も密度の濃い、深いものでありました。これらの総合力によって、ホテル武蔵坊の再建はなされたのです。

平泉がユネスコにおいて「登録決定」されたのは平成23（2011）年6月26日、世界文化遺産リストに記載されたのは同月29日、ホテル武蔵坊が再生手続開始申立をしたのは同月29日ですから、「平泉の世界文化遺産登録」と「ホテル武蔵坊の再生手続開始申立」は同じ日ということになります。平泉が世界文化遺産リストに記載されたその日に、ホテル武蔵坊の民事再生申立をしたのは、鈴木社長の深謀遠慮によるものだと思います。世の中全体を見通し、世の中の風の吹き方まで味方にして会社経営をなさるお姿は、これぞ「経営の達人」という思いがします。これからの鈴木社長は、ますます楽しみな存在になりそうです。前記の通り、再生計画認可決定は同年12月19日に出されました。そして、ホテル武蔵坊が「新発式」を開いたのは同年12月27日でした。

この「ホテル武蔵坊の再生」と、「私の再生」とは、ほとんど時期的に重なっています。ホテル武蔵坊という会社が再生されたのとほぼ同時期に、私の命は再生されました。

私が東京女子医科大学病院（東京都新宿区）で大腸癌の摘出手術を受けたのは、平成23（2011）年12月12日でした。同年12月27日には、ホテル武蔵坊の「新発式」が予定されていたので、前日に担当医に無理を言って退院させてもらいました。27日の「新発式」では、やはりいの一に挨拶をさせていただくという光栄に浴しました。

平成24（2012）年6月28日には、妻から腎臓をもらい、東京女子医科大学病院で生体腎移植手術を受けました。この間、3回の慢性硬膜下血腫除去手術、週3回の人工透析療法、人工肛門造設並びに閉鎖手術などを受けました。生体腎移植手術から1年8か月以上が経過しましたが、ほぼ健常者と変わらないところまで私の命は再生されました。法人である「ホテル武蔵坊の再生」と、自然人である「私の命の再生」は、ほぼ時を同じくしてなされました。

昨日（3月15日）の「平泉世界文化遺産登録3周年」のイベントにおいて挨拶をしましたが、ほぼ同じようなことを述べました。

「会社経営の再生も、個人の命の再生も、できる」ということを、同時に味わわせていただきました。ホテル武蔵坊が再建できたのは、鈴木社長以下、従



業員の方々、取引先、行政担当者など、人的な力によるものであることは間違いありませんが、たまたま同時期に、平泉が世界文化遺産に登録されたという「偶然」が味方したことも事実です。つまり、「運が良い」というか、「良縁だった」と思えてならないのです。

私が妻からもらった腎臓は、私の体との適合性がほぼ完璧だったようです。担当ドクターのお話では、「夫婦でありながら、こんなにも適合性の良い例はほとんど知らない。親子・兄弟でも、これほど適合している例は少ない」とのことでした。普段は、「私達夫婦は、性格も体格もかなり異なっている」と思っていました。2人の適合性だけは奇跡的とも言えるほど合っていたのです。これはもう、私達の努力など全く関係がないものでして、「運が良い」とか、「良縁だった」という他に言葉が見つかりません。

ただ、ホテル武蔵坊の場合も、私達夫婦の場合も、「もう駄目だ」などと諦めることはせずに、「粘り強く頑張った」ということは共通している大事な要素だと思っています。

私は、平成23（2011）年1月1日に、

粘り強く 負けても頑張れ 最後まで

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨



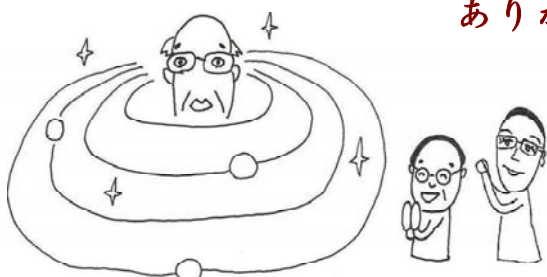
という下手くそな川柳を詠みました。その解説の中で、『**粘り強く頑張れ！負けても頑張れ！最後まで頑張れ！**』というのは、負けてばかりいる我が母校の高校のモットーでした。これまで負けてばかりの私にぴったりのモットーです。この気持ちでなんとかやってきました。これからも生きていく限り、この気持ちでやるだけです」と書いてあります。この思いは、生きていく限り持ち続けたいと思います。

ホテル武蔵坊の民事再生事件を担当し、改めて感無量です。鈴木社長様外、関係者の皆様に、そして、永仁会病院理事長・宮下英士先生、昭和大学藤が丘病院客員教授・出浦照國先生、東京女子医科大学病院第二外科教授・亀岡信悟先生、同医師・番場嘉子先生、腎臓外科准教授・渚之上昌平先生、同医師・村上徹先生外、私の治療を担当して下さった関係者ご一同様に対し、心底より感謝を申し上げる次第です。

**ありがたや あゝ ありがたや ありがたや
巡り会えた いい時 いい人**

平成21年2月25日

青空浮世乃捨





『新・憲法の心』

今回は、**第7巻『日本の防衛はどうすべきか』**を謹呈させていただきます。「国防軍を持てる」ことにし、「**集団的自衛権を行使できる**」ことにし、「**必要があれば武力で日本の安全を守る**」という自民党・安倍晋三首相、石破茂幹事長のお考えには真っ向から反対です。

私は、平成26（2014）年2月21日に**第6巻『集団的自衛権』**を発刊し、先月号『**的外**』（第286号）と一緒に、皆様に謹呈させていただきました。その後、石破茂氏（以下、親しみを込めて「石破さん」と言います）が私より1日前の2月20日に、『日本人のための「**集団的自衛権**」入門』（発行所株式会社新潮社）を発行していることを知りました。早速事務局が購入したので、読んでみました。

石破さんの述べていることについては、どうしても理解できないことがたくさんありました。そこで、石破さんの本に対する反論書を3月1日、2日、3日の3日間でまとめてみました。あまり深く考える必要もないほど、疑問点が湧いてきました。湧いてきた疑問点をそのまま書いてみました。それが、次回送付したいと考えている**第8巻**です。タイトルは、『**石破茂氏の「日本人のための集団的自衛権入門」に対する反論**』としました。石破さんの本の帯には、石破さんは「**政界きっての安全保障政策通**」であると書かれていましたが、石破さんの本を読んだ限りでは、私には単なる「**戦争マニア**」ではないかという気がしました。

人が書いた本に反論するのは、**揚げ足を拾う**みたいでありあまり気分のいいものではありませんが、この問題だけは、日本人の、のみならず世界人類の生命や基本的人権に関わる重大事ですから、**歯に衣着せず**に言いたい放題、言わせていただくつもりです。

お時間のお許しになる時で結構ですので、**斜め読み**でもしていただき、ご感想をお寄せいただければ**幸甚**です。それを参考にして、国民の考え方を「**代弁**」できればと思っています。私は、元々弁護士というものは「**国民に代わって国に対して物申す**」立場だと信じていますので、そうしなければならぬと普段から考えています。国民の声を代弁する立場ですから、国民の声をまず聴かなければならないわけです。

この事務所便りをお読み下さっている皆様は、「国民の代表者」であると私は考えています。ご協力のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

